

# 民生委員・児童委員は 厚生労働大臣から委嘱された 福祉に関する相談相手です。

- 皆さんの抱える問題について、皆さんの立場で相談にのります。
- 福祉制度や子育て支援制度の案内や関係機関とのパイプ役を務めます。
- 民生委員・児童委員は、法律により秘密を守ることが義務付けられており、ご相談内容について一切口外しません。

たとえば

- 生活に困った！
- 高齢者の一人暮らしで心配
- 子どもが虐待されているようだ
- 子育てに不安を感じる

などの相談にのります。



**池上地区民生委員・児童委員協議会**

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員は  
大田区福祉部福祉管理課援護係（電話 5744-1245）にお尋ねください。